

福島県と明治安田生命保険相互会社との包括的な連携に関する協定

平成30年4月12日

福島県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 東日本大震災からの復興に関する事。
- (2) 文化・スポーツの振興に関する事。
- (3) 観光及び県産品の振興に関する事。
- (4) 産業振興及び中小企業の支援に関する事。
- (5) 結婚・出産・子育ての支援に関する事。
- (6) 地域の安全・安心の確保に関する事。
- (7) 健康づくりに関する事。
- (8) その他、地域の活性化等に関する事。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定内容の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び協働事業の実施にあたり、知り得た相手方の非公開情報を、甲または乙の承認を得ないで第三者他に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

甲：福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事

内堀 雅雄

乙：東京都千代田区丸の内2丁目1番1号  
明治安田生命保険相互会社  
取締役 代表執行役社長

根岸 社男